

京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例施行規則の一部を改正する規則
を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第97号

京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例施行規則の一部を改正
する規則

京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例施行規則の一部を次のように改
正する。

第1条第1項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支
援するための法律」に改める。

第5条第1項中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合
的に支援するための法律施行令」に改める。

別表第3京都市横大路学園の項中「, 1月4日」を削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)